

身体障害者診断書・意見書（肝臓機能障害用）

氏 名	明治 大正 昭和 平成 令和	年 月 日生	男 ・ 女																				
住 所																							
① 障害名（部位を明記）																							
② 原因となった 疾病・外傷名		交通, 労災, その他の事故, 戦傷, 戦災, 自然災害, 疾病, 先天性, その他()																					
③ 疾病・外傷発生年月日		年 月 日 場所																					
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）																							
		障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日																					
⑤ 総合所見																							
		〔将来再認定 要 ・ 不要〕 (再認定の時期 令和 年 月)																					
⑥ その他参考となる合併症状																							
上記のとおり診断し、併せて次の意見を付する。																							
令和 年 月 日		病院又は診療所の名称 所 在 地 電 話 番 号 診療担当科名 氏 名 科																					
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に [障害部位ごとの等級、障害の内容及び指数についての参考意見]																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">障害部位</td> <td style="width: 10%;">等級</td> <td style="width: 40%;">障害の内容</td> <td style="width: 20%;">指数</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>総 合</td> <td>級</td> <td>合 計</td> <td>点</td> </tr> </table>				障害部位	等級	障害の内容	指数													総 合	級	合 計	点
障害部位	等級	障害の内容	指数																				
総 合	級	合 計	点																				
注意 1 この書類は、身体障害者福祉法第15条第1項の規定による指定を受けた医師が作成すること。 2 この書類には、障害の種類に応じて知事が別に定める様式による障害の状況及びこれに係る所見を記載した書類を添付すること。																							

肝臓の機能障害の状態及び所見

1 肝臓機能障害の重症度

	検査日 (第1回)		検査日 (第2回)			
	年	月	日	年	月	日
	状態	点数	状態	点数		
肝性脳症	なし・I・II III・IV・V		なし・I・II III・IV・V			
腹水	なし・軽度 中程度以上		なし・軽度 中程度以上			
血清アルブミン値	概ね	g/dℓ	概ね	g/dℓ		
プロトロンビン時間		%		%		
血清総ビリルビン値		mg/dℓ		mg/dℓ		

合計点数	点	点
(○で囲む)	5~6点・7~9点・10点以上	5~6点・7~9点・10点以上
肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上における2点以上の有無	有・無	有・無

注1 90日以上180日以内の間隔をおいて実施した連続する2回の診断・検査結果を記入すること。

注2 点数は、Child-Pugh分類による点数を記入すること。

<Child-Pugh分類>

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度 (I・II)	昏睡 (III以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8~3.5g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40~70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ未満	2.0~3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ超

注3 肝臓機能障害の身体障害者手帳を所持していない者で、第2回検査の合計点数が7~9点の場合は、⑤総合所見で将来再認定要とし、再認定の時期 (5年以内) を記入すること。その他の場合も、将来再認定の要・不要と要の場合は時期を記入すること。

注4 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム (1981年) による。

注5 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね1ℓ以上を軽度、3ℓ以上を中程度以上とするが、小児等の体重が概ね40kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。

2 障害の変動に関する因子

	第1回検査	第2回検査
180日以上アルコールを摂取していない	○・×	○・×
改善の可能性のある積極的治療を実施	○・×	○・×

3 肝臓移植

肝臓移植の実施	有・無	実施年月日	年	月	日
抗免疫療法の実施	有・無				

注6 肝臓移植を行った者であって、抗免疫療法を実施している者は、1、2、4の記載は省略可能である。

4 補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴、日常生活活動の制限

補完的な肝機能診断	a 血清総ビリルビン値5.0mg/dℓ以上	有・無
	検査日	年 月 日
	b 血中アンモニア濃度150μg/dℓ以上	有・無
検査日	年 月 日	
症状に影響する病歴	c 血小板数50,000/mm ³ 以下	有・無
	検査日	年 月 日
	d 原発性肝がん治療の既往	有・無
確定診断日	年 月 日	
e 特発性細菌性腹膜炎治療の既往	有・無	
確定診断日	年 月 日	
f 胃食道静脈瘤治療の既往	有・無	
確定診断日	年 月 日	
g 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染	有・無	
最終確認日	年 月 日	
日常生活活動の制限	h 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある	有・無
	i 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある	有・無
	j 有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある	有・無

該当個数	個
補完的な肝機能診断又は症状に影響する病歴の有無	有・無